

○副議長（本木忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑、質問を継続いたします。二十二番わたなべ拓君。

〔二十二番 わたなべ 拓君登壇〕

○二十二番（わたなべ 拓君） 宮城県議会議員仙台市太白区選出のわたなべ拓でございます。議長のお許しを頂きましたので、以下、大綱六点につき一般質問いたします。

埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を踏まえ、県では、流域下水道管路の緊急点検を実施しました。全体延長約三百キロメートルのうち、管径二メートル以上の管路や腐食のおそれのある管路を対象として、約三十六キロメートル区間の周辺道路を目視で点検した結果、特に異常はなかったとし、県管理の広域水道、工業用水道についても同様とのことでした。先日、中南部下水道事務所長から現地で調査状況を伺いましたが、所長以下、職員の皆さんの労を多とするものであります。その上で、しかし、そもそも目視で路面下の空洞の存在を察知することは本当に可能なのでしょうか。手法としては、明らかに限界があると思われます。路面下の空洞の有無を調査する手法としては、地中探査レーダーを搭載した車両と人工衛星の活用が考えられます。前者によれば、最大深度三メートルまで調査可能ではあるようですが、専門家によれば精度やコスト面の課題もあるようです。一方、人工衛星については、本県と福島県の自治体間で共同発注した水道管の漏水調査について報道されたところですが、人工衛星を用いた路面下空洞調査も技術的には可能です。人工衛星から電波を照射し、干渉SARという技術を用いることで、地中の空洞や構造物の変動を探查可能であります。調査の精度、コスト面など、いずれの調査手法に優位性があるのか、当局の所見を伺います。

仙台市では、下水道管路施設設け区間十六・五キロメートルにわたり地中探査レーダーを搭載した車両を走行させることで、路面から一・五メートルの空洞の有無につき調査を実施しました。県として地中探査レーダーを搭載した車両を用いた計画調査は、平成三十年を最後に行っており、以降は県ではなく民間事業者を契約者とする単発で、比較的短距離の緊急調査を実施するにとどめています。計画調査を実施した区間については、調査から既に六年以上が経過しており、この間、令和三年二月十三日にマグニチュード七・三、令和四年三月十六日にマグニチュード七・四の福島県沖を震源とする大きな地震が発生していますが、再度調査の必要はないのでしょうか、当局の所見を伺い

ます。

令和五年度管渠緊急度判定調査結果によれば、本県所管の下水道管渠に関しては、速やかに処置が必要な場合とされる「緊急度区分一」に該当する延長割合が、実調査により百九十四メートル、カメラ調査等を基にした健全率予測式によれば、四千九百四十メートルあるとの判定結果が出ております。なお、本調査結果の判定は令和二年時点のものであります。県として今後の対応につき伺います。

本県工業用水道については、法定耐用年数を超えて老朽化した水道管の比率が令和五年度に五九・三％に達し、平成三十年と比較すると二五・四％も増加しており、効率的で着実な更新が課題となっております。令和五年六月定例会では、ビッグデータとＡＩを駆使した水道管路の劣化予測診断の活用を提案しましたが、現在、本県の上水道・工業用水道について、ＡＩを活用して診断し優先的に更新が必要な箇所を特定する取組が進んでいます。ＡＩを活用した効率的更新により水道管老朽化率はどのように変化するのか、見通しを伺います。

下水道などインフラの維持・更新に当たる技能人材の不足が全県的に深刻化しています。屋外配管業務に従事する水道インフラ人材の育成は土木科の任になるようですが、本県立実業学校卒業後に水道インフラ関係の土木建設事業者就職する生徒の実績について伺います。

企業版デュアルシステム導入により、地域の土木建設事業者における長期企業実習を可能とするなど、水道インフラ整備関係の技能人材の確保につき、踏み込んだ施策を要すると思いますが、当局の所見を伺います。

県立実業高校の実習室や保健室でエアコンなど必須の設備が故障し、支障を来しているとの現場の声がしきりに届きます。県立実業高校の学習環境を保障すべく、実習室等のエアコンなど修繕・更新の加速化を要すると思いますが、当局の所見を求めます。

県立仙台高等技術専門校を視察し、校長以下、懇切な御案内をいただきました。令和十年に全県で一校に集約される予定ですが、設備工事科では屋内配管関係だけでなく、屋外の水道インフラ整備に当たる人材養成も検討する余地はないのか、伺います。あわせて、屋外水道インフラ整備人材輩出の実績につき伺います。

インドネシア」は大盛況でした。インドネシアの労働大臣からは、年に数百人規模で本県にインドネシア人材を送り出したいとの意向が示され、本県も日本語教育のための語学学校の確保など、受入れ体制整備を進めてきたと認識しますが、ここに来てインドネシア側が日本語教育のための渡航について難色を示していると仄聞します。日本語能力の習得が前提となる職種もあることを考えると、従前の方針を大きく変更せざるを得ない可能性も想定されます。インドネシア人材受入れに向けた対応方針と本年における受入れ見込み数につき伺います。

令和八年度には、本県の介護人材不足は千八百二人に上る見込みです。当初予算では、外国人介護人材向けの日本語・介護技術学習無料支援講座受講や資格取得奨学金補助など、インドネシア人を含む外国人介護人材確保の取組が予算化されています。これらの施策により何人の介護人材確保につながると想定するのか伺います。

一方で、外国人材に依存するばかりでなく、介護分野の生産性向上も必須の取組です。介護ロボット等導入促進事業が予算化されていますが、これらの施策により期待する生産性向上の目標値などを伺います。

昨年末に、にわかカンボジア労働職業訓練省との覚書締結の報が舞い込み驚愕しました。インドネシア人材だけでも本県では吸収できないほどであるにもかかわらず、なぜ、更にカンボジア人材の送り出しが必要なのでしょう。本県では、昨年、栗原市、大崎市、川崎町などで太陽光発電施設から銅線が盗まれる事件が十数件発生しましたが、カンボジア人容疑者十人が逮捕されました。昨年六月までの半年間、全国で銅線ケーブル窃盗・流通で最多割合を占めたのもカンボジア人でした。今月に入ってから、カンボジアを拠点とすると特流型犯罪が本県で検挙されたばかりであります。IMFの統計によれば、カンボジアは近年急激な投資により、都市部に限り成長が見られるものの、一人当たりGDPは二千七百四十四ドルと世界百四十位にとどまり、大多数の国民は貧困層に属します。ユニセフ「世界子供白書二〇二三」によれば、カンボジアの中学校卒業率は四〇%にすぎません。ちなみに、インドネシアの中学校卒業率は九〇%ほどであり、東アジア・太平洋諸国平均も八〇%台後半であります。カンボジアからこうした人材が大挙して宮城県に押し寄せてきた場合、本県の体感治安に影響を及ぼしかねないと憂慮します。カンボジア人材の送り出しには慎重を要すると思いますが、知事の所見を

求めます。

ムスリムのために土葬が可能な県営墓地を検討するとの知事発言がありました。これは勇み足ではないかと憂慮します。まず、客観的には土葬に反対の意見が多数のようです。ましてや責任あるムスリム団体からの合理的な要望があつたわけでもありません。また、埋葬並びに墓地経営の許可権者は市町村長であり、知事単独では実現不可能であります。そもそも、我が国が近代に入り火葬に転換してきた背景には、国土狭小や伝染病予防など、環境的・公衆衛生的な観点・要請があつたことを軽視してはいないでしょうか。また、同じく土葬を専らとするカトリック教会からは、同様の要望はなく、ムスリムのみを支援・優遇することについて、行政としての中立性・公正性に抵触する可能性は否めません。また、ムスリムには日本人のような墓参の習慣はなく、基本的には埋葬すれば事足りることを考えると、利用料徴収の見込みなど経営面の課題が明らかであります。以上の諸点を考えますと、少なくとも県営でムスリムを対象とする土葬可能な墓地を経営することには得策ではないとの考えがあり得ます。一方で、店田広文早稲田大学名誉教授による昨年六月の研究調査によれば、令和六年初時点で外国人ムスリム人口は、我が国全体で二十九万四千人、日本人ムスリム人口は五万四千人であり、本県には四千六百二十四人の在日ムスリムがいることが明らかになりました。以上の事実を踏まえれば、日本国民並びに正当な永住資格を持つムスリムの埋葬について検討する公益上の要請は否定できません。そこで、まずは県民に対し、土葬問題について知事から説明し、県民からの意見聴取の機会を設けるべきと考えます。その上で、良識あり責任あるムスリムの関係団体があるのであれば、当該団体との意見交換の機会を設け、まずは県民の意向もしっかり伝えていただき、大多数の県民とムスリムの双方が受入れ可能な妙案があり得るのか、正直ベースの意見交換があるべきと考えますが、知事の所見を求めます。

日本赤十字社による新病院開院は令和十二年に遅れる一方、県立精神医療センターは名取市内で建て替えるとの方針転換を受け、少なくともこれから五年間における身体合併症患者対応を考える上で、仙台市立病院精神科との連携の重要性がより高まったものと考えます。身体合併症対応病床も含む、仙台市立病院精神科病床五十床の稼働率は従来低調であり、県立精神医療センターとの連携強化を要すると考えますが、当局の所

見を求めます。

新地域医療構想においては、急性期拠点機能を担う医療機関については、絞り込み・集約化を進めるとし、高齢者救急・地域急性期機能との役割分担を明確化する方向性を打ち出していますが、現状、仙台市立病院、仙台赤十字病院などでは、根本的治癒の困難な高齢者の誤嚥性肺炎などを受け入れるため、転院先が見つからない患者の入院長期化の原因ともなっています。今後、仙台赤十字病院の移転により、仙台市立病院に更に集中する負荷を「#七一九」等により低減しつつ、本来の医療機能を十全に発揮してもらうこと、そして後方支援病院への下り搬送の促進が課題であります。そこで、疾患ごとに急性期病院の役割分担の明確化を進め、病院群輪番制事業の当番病院にもかかわらず応需不能が多い病院に関しては、いささかスパイシーな言い方ではありますが、救急告示医療機関の認定を取り消すことも検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

令和六年度診療報酬改定により、救急患者連携搬送料が設けられ、入院三日目までの下り搬送を算定するものですが、医療現場によれば、三日以内の転院のハードルは高く課題があるようです。仙台市では昨年九月からモデル事業として、救急医療病院間連携推進事業を実施していますが、デジタル技術の活用により、救急受入れ病床確保と支援病院への下り搬送を促す仕組みであります。五日以内の転院に応じた場合に、支援病院に対し一人につき三万円、六日から十五日以内の転院には一人につき一万円を補助するものですが、医療専門家によれば、五日までの転院となると、ボリューム層の軽症誤嚥性肺炎患者等の転院にはハードルが高いと思われます。そこで、例えば八日以内の転院について、県として転院一人につき二万円を上乗せ支給することで、転院可能な典型的疾患の対象を拡大し、下り搬送を更に促進することで、医療機能面の役割分担を加速化できると考えますが、当局の所見を伺います。

医療従事者の減少により対応可能患者数が漸減していくことが予想される一方で、医療機関の経営難が課題化する中で、その解として病院間連携が進んでいます。例えば、仙台オープン病院とスペルマン病院では医療連携協定を締結し、病院間での患者の相互受入れの迅速な対応、医師の診療支援と施設の相互利用、医療従事者の資質向上のための合同研修実施など、限られた医療資源をより効率的に活用することで、相互の医療機能を最大限に活用する取組が進んでいます。もともと、仙台オープン病院の場合は、院

長、事務方トップのリーダーシップがあつての好事例と言えます。そこで、各法人間で病院等に係る業務の連携を推進する地域医療連携推進法人制度についてみると、地域医療構想区域内の病院等の連携推進方針のもと、医療従事者の共同研修、物品の共同購入、病床再編など、病院間の医療機能分担や業務連携を促す枠組みで、知事の認定・監督に係るものであります。東北地方で実績がないのは、本県と、連携先の選択肢が限られる岩手県のみであります。地域医療連携推進法人制度を本県として推進することにより、仙台医療圏・仙南医療圏などにおける医療機能分担や業務連携を促す余地があると考えますが、当局の所見を伺います。

当初予算案では、県立学校のウェブ出願システム導入、森林クラウド情報一元化などDX施策の進捗が見られ歓迎するものであります。昨年十二月二十二日に執行された大阪府四條畷市市長選挙・同市議会議員補欠選挙において、タブレット端末を用いた電子投票が実施されました。開票所の人員は三分の一になり、電子投票による無効票がゼロとなった反面、投票所の人員加配、機器のレンタル代を含むコスト増加など課題もあつたようであります。本年は宮城県知事選挙をはじめ大型選挙が予定されていますが、本県知事選挙において電子投票を実施した場合、所要人員、選挙実施関係費用はどうなるのか、当局の所見を伺います。

令和六年のデジタル赤字が六兆六千五百七億円と過去最高を更新するなど、デジタル関連サービス・製品の外資依存脱却が国家的課題となっています。令和四年十二月、クラウドは、経済安全保障推進法上の十二の特定重要物資に指定されました。政府のガバメント・クラウド・サービスを提供する事業者は、アマゾンウェブサービスをはじめ五社ですが、そのうち国内企業は、令和七年度末までに技術要件を満たすこととの条件付ながら、さくらインターネット一社のみであります。令和六年二月、同社のさくらのクラウドの基盤技術開発は、経産省の特定重要物資クラウドプログラムの供給確保計画に認定され、国内で重要情報を扱う事業者が海外サービスに依存せず、クラウドを安定的に利用できる状況の確保に向けた取組が国策として進められています。本県では、現在、生活保護と児童扶養手当の業務システムについて、ガバメントクラウドへの移行を予定していますが、ベンダー側の事情により、アマゾンウェブサービスのクラウドサービスを利用する場合が少なくないようであります。しかし、外資クラウド依存にはデー

タ主権侵害や為替のリスク、外資製仮想化ソフトウェア依存による価格上昇リスクが伴います。ここで、国産クラウドを選定した場合を考えてみますと、本県の業務データを全て国内で完結するデータセンターで保管可能で、自国でサービスの価格決定権を確保できるなど、国民の情報安全保障、データ主権の確立、ひいてはデジタル赤字の解消にも資するものと考えます。本県業務データの移行先について、国産クラウドを積極的に採用することを視野に入れたベンダーへの働きかけや調整の余地があると考えますが、知事の所見を伺います。

チャイナの振興企業ディープシークが開発した生成AIについて、個人情報を含むデータがチャイナ国内のサーバーに保存され、チャイナの法令が適用されるなど、情報安全保障上のリスクがあるものと考えます。本県業務においては、当該AIの使用を禁止すべきと考えますが、当局の所見を伺います。

当初予算に多賀城政庁復元検討事業が盛り込まれ、政庁復元の在り方を検討することですが、賛意を表するものであります。先月末、会派二期生と太宰府市役所を訪問し、特別史跡太宰府跡や太宰府天満宮を中心とした観光施策について聴取、意見交換してきた矢先に、太宰府政庁跡を中心とする日本遺産「古代日本の「西の都」」の認定取消しの報道があり驚愕しました。本県でも「政宗が育んだ伊達な文化」が日本遺産に認定されており、多賀城も構成文化財の一角を占めますが、ストーリーの中での位置づけが曖昧で、表記からして「多賀城跡附寺跡」とあり、分かりにくい印象であります。改善の余地があると考えますが、いかがでしょうか。

また、多賀城は建武の新政に際して東国経営の中枢、そして南朝方の拠点となり、後醍醐天皇第七皇子で、後に後村上天皇となられる義良親王が政庁跡を御座所とされるなど、多賀城政庁跡は重層的な歴史的現場ともなっております。政庁復元に際しては、古代だけでなく南北朝時代など、政庁にまつわる他の時代と関係人物に関する顕彰も念頭に置いて検討していただきたいと思いますが、知事の所見を伺います。

本年は、終戦から八十年の節目の年です。昨年十二月には沖縄県糸満市で営まれた、宮城の塔慰霊祭に、高橋議長、遺族会関係者とともに有志議員団の一員として参列しました。当時、沖縄県特別高等課長だった川崎町出身の故佐藤喜一氏が「沖縄の恩人」として生存者により語り継がれています。沖縄戦末期の六月二十五日頃、県職員、陸海軍

将兵、住民数百人が避難する轟壕が米軍に包囲される最中、「自分が残るから皆を外に出してくれ」と軍を説得し、住民六百名の救出につなげたのが佐藤喜一氏でした。佐藤氏はその後、壕に残り戦死したと見られますが、当時の部下で戦後に琉球政府立法院議長に累進した山川泰邦氏が佐藤氏の功績を親族に語り継いだそうであります。先日、阿部眞喜議員の紹介で、喜一氏のお孫さんに当たる泰行さんにお話を伺いましたが、生年月日は沖縄慰霊の日の六月二十三日であり、幼少から「立派な祖父に恥じないよう生きよ」と訓育されたそうであります。本県の公立・私立中学高校からは、毎年数校が沖縄へ修学旅行に訪れていますが、沖縄戦において、当時の沖縄県幹部として、宮城県人佐藤喜一氏が非常の覚悟で多くの沖縄県民の命を救われたことを、平和教育の一環として伝えるべきと考えますが、当局の所見を求めます。

以上、壇上における第一問といたします。御清聴誠にありがとうございました。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） わたなべ拓議員の一般質問にお答えいたします。大綱六点ございました。

まず、大綱二点目、外国人材の確保についての御質問にお答えいたします。

初めに、インドネシア人材の受入れに向けた対応方針と受入れ見込み数についてのお尋ねにお答えいたします。

先般、インドネシア大使から要望のありました日本語教育につきましては、この間、大使館と調整してまいりましたが、在留資格や渡航費用などに課題があり、事前に日本に渡航した上で、日本語学習を受講することが困難との認識で一致したところであります。一方、企業からは入国時点で必要な日本語能力を求める声があることから、来年度のジョブフェアでは、事前の日本語教育を確実に実施している優良な送り出し機関に限りお招きすることで、来日する外国人材の日本語能力を担保する方針としてまいります。加えて母国で待機している期間を利用して、オンラインでの日本語講座を実施するほか、日本語教員を現地に派遣して教育を行う体制構築も検討し、来県までの日本語能力の習得に県としても全力を挙げてまいります。今後の受入れ見込み数につきましては、今年度のジョブフェアの参加実績である千二百人に見合う受入れ数を確保できるよう準備し

ているところであり、多くの勤勉な外国人材に我が県で就労していただけるよう、私が先頭に立って推進してまいります。

次に、カンボジア人材の受入れについての御質問にお答えいたします。

我が国の人口減少が本格化していく中で、外国人の受入れを促進し、地域活力の維持や活性化につなげていくことは、今後ますます重要になるものと認識しており、県においては、ベトナム、インドネシアに続き、昨年十二月に私自ら渡航しカンボジア政府と協力覚書を締結し、協力関係の構築を図ってまいりました。現在、県内在留外国人約二万八千人のうち、カンボジア人は百九十八人と極めて少ないですが、仏教国、親日であり、カンボジア政府が水産加工をはじめ、県内でニーズの高い分野における人材の送り出しに対して大変意欲的であることから、将来を見据え他の自治体に先駆けて関係構築を図ったものであります。一方、御指摘のとおり憂慮される県民の皆様もいらっしゃると思います。私が訪問した際にお会いしたヘン・スオ労働職業訓練省大臣や、現地の送り出し機関協会のケン・ソルフオーンリット会長には、勤勉なカンボジア人材を多く送り出していただくよう強くお願いをしてきたところであります。来年度は県の外国人相談センターの対応言語にクメール語も追加することとしており、カンボジア人を含め、外国人が共に生きる社会の一員として活躍できるような多文化共生社会の実現を積極的に推進してまいります。

次に、大綱三点目、ムスリム土葬についての御質問にお答えいたします。

県では、全ての方が最後まで安心して暮らせる環境整備として、外国人だけでなく日本人も含め、それぞれの望む弔え方に対応できるようにすることも必要と考えております。土葬墓地の整備については、新たに墓地を設置するだけでなく、既に許可を受けている墓地に土葬の区画を設ける方式もあり、また、運営方法についても、公営に加え宗教法人等による設置など様々な形態が想定されます。このため関係団体等からも意見をお聞きし、その在り方について現在調査を進めているところであります。県といたしましては、土葬墓地の設置について、関係団体等の意見のほか、市町村や地域住民の理解も重要であると認識していることから、引き続きしっかりと調査し課題等を整理の上、今後の対応について検討してまいります。

次に、大綱四点目、四病院再編についての御質問のうち、県立精神医療センターと

仙台市立病院の連携強化についてのお尋ねにお答えいたします。

仙台市立病院では、身体合併症対応のため、平成二十六年の移転・建て替えを契機に、精神科病床を十六床から五十床まで増床した経緯があり、県立精神医療センターにおいても、仙台市立病院を重要な連携先として位置づけ、身体合併症患者の病状に応じ互いに連携をしながら対応しているところであります。県としましては、高齢化等の影響により、今後重要性を増す我が県の身体合併症対応力の向上を目指し、精神医療センター自体の機能強化とともに、仙台市立病院などの精神科病床を有する一般病院との連携を一層強化し、精神科救急をはじめとした入院受入れ体制の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、関係医療機関から御意見を伺いながら、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 公営企業管理者佐藤達也君。

〔公営企業管理者 佐藤達也君登壇〕

○公営企業管理者（佐藤達也君） 大綱一点目、道路陥没事故等についての御質問のうち、地中探査レーダーを搭載した車両と人工衛星の優位性についてのお尋ねにお答えいたします。

県では約三百キロメートルに及ぶ流域下水道管路の適切な維持管理を目的に、職員や専門業者による定期的な点検に加え、法令等に基づき、目視やカメラによる管路内点検を行っております。今回の道路陥没事故を踏まえ、大規模な下水道管路を管理する七都府県において地中探査レーダーによる空洞調査が行われておりますが、専門家からは、探査制度の限界も指摘されております。一方、人工衛星を用いた空洞調査については、新しい技術として詳細な実績が少ないことから、それぞれの優位性の判断は、現時点では難しいものと考えております。今回の事故を受け、国土交通省が有識者委員会を設置し、地下管路の施設管理の在り方などについて検討することから、県としましては、その委員会の動向を注視しながら、新技術の活用を含め有効な点検手法について検討してまいります。

次に、速やかに措置が必要な場合と判定された下水道管渠の今後の対応についての御質問にお答えいたします。

県で管理する流域下水道管路の健全度について、国で示している健全率予測式を用いて算定した結果、速やかに措置が必要な場合とされる緊急度区分一は、四千九百四十メートルとなりました。この予測値に対し県では、平成三十年度より、法令等に基づく目視やカメラによる実測調査を行い、令和二年度時点で百九十四メートルが緊急度区分一であることが判明しております。実測調査により重大な管の腐食等が発見された場合には、緊急補修により対応しておりますが、今回の区間は、管路のたるみにより敷設替えなどの大規模な工事が必要なことから、令和九年度までに対策を完了させることとしております。引き続き計画的な点検及び適切な対策を行い、管路の適正な維持管理に努めてまいります。

次に、上水道、工業用水道管路におけるAIを活用した診断を用いた効率的更新についての御質問にお答えいたします。

県が行っている水道用水供給事業のうち、大崎広域水道事業は事業開始から四十五年、仙南・仙塩広域水道事業は三十五年が経過しております。また、工業用水道事業において、古いものでは、仙塩工業用水道事業が事業開始から六十四年が経過しているところであり、効率的で着実な更新が課題となっております。更新計画策定に必要な劣化診断は、これまで膨大なデータや知見に基づく解析に加え、管路の健全度を正確に把握するための試掘を行うなど、多くの時間と労力を要しておりました。現在実施中のAIを活用した劣化診断では、環境ビックデータやこれまでの漏水履歴などに基づき、精度の高い健全度予測ができるため、より効率的で速やかな管路更新計画の策定が可能となります。県といたしましては、来年度上半期までに策定を予定している新たな更新計画に基づき、計画的な管路更新を行うことで、水道管路の老朽化率改善に向けて取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 企画部長武者光明君。

〔企画部長 武者光明君登壇〕

○企画部長（武者光明君） 大綱五点目、DX施策についての御質問のうち、国産クラウド採用についてのお尋ねにお答えいたします。

国産クラウドの利用については、国内産業の技術力向上や、いわゆるデータ試験な

どの観点から大事なことと認識しております。国では現在四つの外資系クラウドのみをガバメントクラウドとして認めておりますが、国産クラウドについても、来年度末までに安全性などの技術的な条件を充足することで、追加で選定される見込みとなっています。県では、生活保護と児童扶養手当の業務システムにおいてガバメントクラウドを利用することとしており、そのうち児童扶養手当については、利用するクラウドサービスを令和八年度以降に決めることとしております。今後、この利用システム選定に当たりましては、国産クラウドの利点も考慮しつつ、技術面及びコスト面などから、その利用についてベンダーなどと十分に意見交換し協議してまいります。

次に、中国の企業が開発した生成AIの業務利用についての御質問にお答えいたします。

県業務における生成AIの利用については、業務の効率化や県民サービス向上の観点から、世界的に普及しているチャットGPTなどの三種類のサービスの利用を認めているところであります。一方で、御指摘のありましたディープシークについては、国から注意喚起がなされ、国内外で利用を禁止する動きが出ていることから、現段階におきましては業務中の利用を禁止しております。引き続き、生成AIの活用に当たりましては、情報セキュリティに十分配慮し適切に対応してまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱二点目、外国人材確保についての御質問のうち、来年度の取組による介護人材の確保についてのお尋ねにお答えいたします。

県内の介護人材の確保が喫緊の課題となる中、介護サービスの提供体制を維持するためには、外国人材の確保は必要不可欠なものと認識しております。このため県では、高齢者施設と外国人とのマッチング支援や定着に資する日本語の無料講座の開講、資格取得に対する支援などに取り組んでいるところです。今年度については、これらの取組を通じて延べ百六十名に対し様々な支援を行っており、来年度については、外国人材の更なる確保に向け、支援対象を約二百五十名に拡充する予定としております。県といたしましては、今後も市町村や関係団体の意見を踏まえながら、必要な施策を展開し、外

国人介護人材の確保に向けた取組をより一層推進してまいります。

次に、来年度の介護ロボット等導入促進事業の目標値についての御質問にお答えいたします。

介護人材の確保・定着を推進するためには、介護事業所の生産性向上を図り、職員の負担を軽減していくことが大変重要であると認識しております。県では、事業所の生産性向上に向けたアドバイザーによる相談対応や、介護ロボット等の導入を支援し、これまで約四百八十事業所において生産性向上の取組が行われており、来年度については約百三十事業所への支援を予定しているところです。今後も第九期みやぎ高齢者元氣プランに掲げる目標値である「介護ロボット・ICT機器の導入事業所数」七百四十事業所の達成に向け、介護事業所ごとの課題に応じたきめ細かな支援を行いながら、生産性向上の取組をより一層推進してまいります。

次に、大綱四点目、四病院再編についての御質問のうち、急性期病院の役割分担明確化や、救急告示医療機関認定の取消しについてのお尋ねにお答えいたします。

高齢社会の進展もあり、救急搬送件数や救急患者の受入れが困難になるケースが増加する中、各医療機関が地域での連携を強化し適切な機能を担うとともに、患者の受入れから転院・退院の調整を図ることができる仕組みづくりがますます重要になっていると認識しております。新たな地域医療構想においては、二次医療圏等ごとに確保すべき医療機関機能として、急性期拠点機能や高齢者救急・地域急性期機能などを位置づけ、治す医療と治し支える医療、それぞれを担う医療機関の役割分担を明確化し、地域完結型の医療・介護提供体制の構築を目指しております。県としては、地域医療構想調整会議での十分な協議を踏まえ、各医療機関機能を定めることとされていることから、新たな制度が実現性の高いものとなるよう、運用面も含め必要な準備を進めてまいります。また、救急告示医療機関については、応需状況を理由とした認定の取消しはできませんが、各病院の応需状況の把握と共有等は重要な視点ですので、県としては、救急医療協議会など専門家からの御意見等も頂きながら、救急医療体制の充実に向けた対応策について検討してまいります。

次に、県独自の定員支援による役割分担の加速化についての御質問にお答えいたします。

仙台市では昨年九月から、救急患者の受入れ病床の確保と応需率の向上を図るため、医療機関の役割を救急受入れ病院と支援病院に分け、速やかに転院を受入れた支援病院に対して補助金を支給するモデル事業を開始し、参加する医療機関から評価を得ていると伺っております。また、国では昨年六月の診療報酬改定において、高次の救急病院が受入れた患者を地域の一般病院に転院搬送する取組について、救急患者の病院間連携を促進する措置を講じたところでございます。県としても、このような救急患者の後方病院への転院搬送に係る様々な動きを踏まえ、現在、仙南医療圏において、みやぎ県南中核病院で受入れた救急患者の早期の転院に向けた仕組みづくりについて、地域の医療機関とともに検討に入ったところです。今後とも医療機関等関係者の御意見を伺いながら、仙台市の事業や国の診療報酬改定による効果などを分析・検証するとともに、県内医療機関の間での救急患者の円滑な転院調整に向けた、更なる連携や支援の在り方などについて検討してまいります。

次に、地域医療連携推進法人制度についての御質問にお答えいたします。

地域医療連携推進法人については、医療機関相互間の機能分担や業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための選択肢の一つとして重要な役割を果たすものと認識しております。先月開催した地域医療構想推進セミナーでは、医療機関同士の役割分担・連携をテーマとして、地域医療連携推進法人の具体的な活動や連携協定を締結した医療機関の個別事例を紹介し、制度の周知を図ったほか、病床機能分化・連携を促進するための民間病院等への相談対応やコンサル支援においても、必要に応じて制度の周知や説明を行っております。県といたしましては、今後も医療機関等への情報提供や、地域医療構想調整会議での協議を通じて、医療機能分担や業務連携を促すことで、限られた資源を効率的に活用した、持続可能な医療提供体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 経済商工観光部長梶村和秀君。

〔経済商工観光部長 梶村和秀君登壇〕

○経済商工観光部長（梶村和秀君） 大綱一点目、道路陥没事故等についての御質問のうち、仙台高等技術専門校における水道インフラ整備に係る人材養成についてのお尋ね

にお答えいたします。

仙台高等技術専門校の設備工事科においては、管工事として、屋内の給排水設備、ガス設備、空調設備などについて、設計から施工・検査の訓練を実施し、建築設備配管工、それから施工管理者などを育成しているところです。御指摘のありました屋外水道インフラ人材については、主に土木工事に関わる分野ですが、本校では当該分野の人材育成は実施していないため輩出できない状況にあります。なお、現時点では、宮城県立高等技術専門校再編整備基本計画において、土木工事に関わる分野の人材育成は想定しておりませんが、社会ニーズの変化を踏まえながら、訓練環境が整備できるかどうかも含め、再編後の訓練内容について必要に応じて見直してまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 土木部長千葉衛君。

〔土木部長 千葉 衛君登壇〕

○土木部長（千葉 衛君） 大綱一点目、道路陥没事故等についての御質問のうち、路面下の空洞化再調査についてのお尋ねにお答えいたします。

県では、安全で円滑な交通の確保を図るため、週二回の道路パトロールなどのほか、地震や台風時においては緊急パトロールを実施し、路面に異常が確認された際には補修等の対応を行うこととしております。東日本大震災では、地震や液状化による路面の沈下や陥没が県内全域に多数発生したことから、国からの助言を踏まえ、特に交通量が多く、下水道管の被災率が高い地域の県管理道路約千六百キロメートルにおいて、平成二十三年度から平成三十年度までに、地中探査レーダーを搭載した車両による空洞化調査を実施し、その後の詳細調査により空洞化を確認した百三十九か所について、令和二年度までに補修を完了しております。また、令和三年福島県沖地震においても、大河原土木事務所管内の県道二路線で路面陥没が確認されたことから、周辺の県管理道路約五十キロメートルの空洞化調査を実施し、五か所の補修を行ったところです。県といたしましては、引き続き定期的に道路パトロールを行い、路面変状を把握するとともに、大規模な地震等により広域的な被災が発生した場合には、地中探査レーダーを活用した空洞化調査を実施するなど、適切に対応してまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 教育委員会教育長佐藤靖彦君。

〔教育委員会教育長 佐藤靖彦君登壇〕

○教育委員会教育長（佐藤靖彦君） 大綱一点目、道路陥没事故等についての御質問のうち、水道インフラ関係の事業者就職する生徒の実績についてのお尋ねにお答えいたします。

工業系の学びを有する県立高校における昨年度の卒業者のうち、土木建設業へは七校から四十二人が就職しており、そのうち水道インフラ関係を主な業種とする事業所には三校から四人が就職しております。今年度は、現段階で土木建設業に九校から四十五人が内定しており、そのうち水道インフラ関係には四校から五人が内定したところであります。

次に、土木建設事業者における企業版デュアルシステムの導入についての御質問にお答えいたします。

企業版デュアルシステムは、学校での学習と企業での実習を組合せた効果的な職業教育訓練であり、特に即戦力が求められる現在の雇用環境に適した仕組みであると認識しております。県立高校では、一迫商業高校において、平成十七年度より企業版デュアルシステムを導入し、地元企業と連携を図りながら企業実習に取り組んでおり、今年度は三年生十名が八事業所で実習を行い、地元企業への就職につながった事例もあります。企業にとっては、教育機関と連携し、自社に適した人材を確保できること。また、高校生にとっては、実務経験を積み地元企業への理解が深まるとともに、自分の強みを発見することができるなど、双方にメリットがあると考えております。県教育委員会としては、土木建設業界からの協力を得ながら、企業版デュアルシステムの導入拡大に取り組み、水道インフラ関係を含む土木建設業を支える人材の育成に努めてまいります。次に、実業高校実習室等のエアコンの修繕・更新についての御質問にお答えいたします。

情報処理実習室や保健室などのエアコン設備については、設置後、長期間経過しているところもあることから、近年、更新の必要性がより高まっており、その対応に努めているところです。特に保健室については、生徒の健康管理を行う重要な場所であり、適切な温度や湿度環境を確保することが重要であることから、最優先で修繕・更新を行

う必要があると考えております。県教育委員会としましては、来年度に予算を大幅に増額することとしており、引き続き生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、設備の老朽化の状況などを的確に把握し、学習環境の整備をより一層推進してまいります。

次に、大綱六点目、先人顕彰についての御質問のうち、日本遺産「政宗が育んだ」伊達”な文化”における多賀城跡の位置づけについてのお尋ねにお答えいたします。

日本遺産「政宗が育んだ」伊達”な文化”は、政宗により建立された文化や歴代藩主により継承、保護され、全国や庶民に広がった文化を一つのストーリーとしてつなぎ合わせたもので、国宝瑞巖寺本堂や松島での名所旧跡、大崎八幡宮の能神楽など多様な五十一の文化財から構成されております。多賀城跡は、政宗の歌枕への深い造詣が後の藩主による古典の研究や名所旧跡の調査に引き継がれ、歌枕の地の再発見と整備が行われる中で、伊達家に仕えた儒学者や地元の人々により保護されてきたものであることから、本遺産の構成文化財の一つとして位置づけしております。御指摘のありました点につきましては、来年度作成予定の、多賀城市にある構成文化財に焦点を当てた「政宗が育んだ」伊達”な文化”のガイドブックの中で、多賀城跡との関連性をより分かりやすく紹介するとともに、ボランティアガイドによる説明などにおいても丁寧な解説を行うなど、工夫してまいりたいと考えております。

次に、多賀城政庁復元に際し、政庁にまつわる関係人物の顕彰についての御質問にお答えいたします。

多賀城政庁の復元に向けた検討を進めるに当たっては、多賀城創建千三百年や、多賀城碑の国宝指定を機に注目度が増した多賀城跡の魅力や認知度を更に高め、歴史的資源を活用した地域活性化や観光振興が図られるよう、有識者や地元住民等から幅広く意見を伺いたいと考えております。今後、事業を進めるに当たっては、政庁にまつわる時代や関わった人々のことも念頭に置きながら、多様な観点から御意見を伺ってまいりたいと考えております。

次に、我が県出身の佐藤喜一について、平和教育の一環として伝えるべきとの御質問にお答えいたします。

生徒のみならず、多くの県民に対して様々な分野で活躍されてきた、我が県にゆかりのある多くの先人たちの功績を伝えることは重要であると認識しております。現在県

立高校では、過去の戦争や紛争の歴史を学ぶことで、戦争の現実を理解し、その悲劇を二度と繰り返さないための意識を育んでいるところです。県教育委員会といたしましては、平和教育の中で、様々な先人たちの功績やエピソードなどをどのように伝えていくことができるか研究してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 選挙管理委員会委員長櫻井正人君。

〔選挙管理委員会委員長 櫻井正人君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（櫻井正人君） 大綱五項目、DX施策についての御質問のうち、知事選挙において電子投票を実施した場合についてのお尋ねにお答えいたします。

電子投票については、昨年八年ぶりに大阪府四條畷市で実施されたところでありましたが、仮に宮城県知事選挙において同様の手法で実施した場合、投票用紙の印刷代や市区町村選挙管理委員会の開票所の運営に係る人員や、経費等の減少が見込める一方で、システム委託費などの新たな経費が発生するものと考えております。所要人員や関係費用については具体的に試算することは非常に難しいと考えておりますが、四條畷市の事例では、開票作業は大幅に省力化されるものの、投票所でのトラブル等へ対応するため配置した職員は大幅に増えております。また、費用面では、システムの導入経費だけでも相当の額を要したとの報道がなされている状況であります。今後、四條畷市において、今回の電子投票に係る費用等について慎重な検証がなされるものと伺っており、引き続き情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○副議長（本木忠一君） 二十二番わたなべ拓君。

○二十二番（わたなべ 拓君） 知事、教育長、そして元同僚からも、大変前向きな答弁を多数頂いたかと思えます。とてもよかった点もありつつ、再質問を要する点と考える点もあります。まず土木関係、公営企業管理者からも答弁頂きましたけれども、昨年、人工衛星を活用した漏水の調査について、気仙沼市なども含め県北数自治体で取組が既にあつたかと思えます。そのときに得られた資料、ある程度参考になるのではないかなと思うのですが、その点につき伺います。

○副議長（本木忠一君） 公営企業管理者佐藤達也君。

○公営企業管理者（佐藤達也君） 人工衛星を活用した調査についてですが、人工衛星

から電波を当てて反射したものを確認するということなのですが、人工衛星の調査というのが、二つデータが得られるらしいのですが、一つは強度と、一つは距離ということなのです。漏水調査というのは、反射したものの強度で反射特性が分かるということで、水道については特殊な反射特性があるということで、漏水の調査が可能だというふうに聞いております。一方で、先ほど議員からお話ありました、干渉SARの場合には、距離を確認するのですが、何度も同じところの距離を確認して、例えばその差で隆起の傾向があるとか、深化の傾向があるとか、そういった表面の状況で空洞化を調査しようという、そういった技術だというふうに認識しております。ですので、昔のデータをそのまま活用するというのは非常に難しいのではないかとというふうに思います。

○副議長（本木忠一君） 二十二番わたなべ拓君。

○二十二番（わたなべ 拓君） 漏水調査を目的とした調査だったので、資料として流用し参考にするには難しいのではないかと、手法がそもそも異なるというような説明でした。しかし、有用なアプローチではあると思うので、こちらの是非とも考究していただきたいと思います。DXについてお答え頂きました。DXについて報道でも話題になっておりますディープシークですけれども、このディープシークが提供しているR1という大規模言語モデルがあるのですけれども、これを何と最大のシェアを占めているアマゾンウェブサービス、これを活用しているのですよね。これを下敷きにサービス提供しているということで、本県の生活保護と児童扶養手当関係のシステムのベンダーもこれと提携しているということが分かっております。ですので、先ほど答弁にもありましたように令和七年度までに国産クラウド、要件を満たすと、充足すると、そしてかつまた、本県では令和八年度以降、具体的にガバメントクラウドへの移行を検討していくというところでリードタイムがややありますので、ぜひとも前向きにこの国産クラウドのほう、検討していただければと思います。その点について、改めていかがですか。

○副議長（本木忠一君） 企画部長武者光明君。

○企画部長（武者光明君） ディープシークに関連しまして、国産クラウドの利用につきましては御質問頂きましたとおり、今お話頂きましたとおり、また、私のほうで回答いたしましたとおりですが、児童扶養手当につきましては令和八年度以降に決めることになっ

ておりますので、まだ時間がございます。その間にしっかりと国産クラウドの利点をしっかりと考慮しまして、ベンダーと十分に話し合ってみたいと思っております。

○副議長（本木忠一君） 二十二番わたなべ拓君。

○二十二番（わたなべ 拓君） 前向きな答弁頂いたと思います。ぜひともお願いいたします。

四病院再編ですけれども、赤十字病院が出ていくことを考えますと、今でさえ過重な負担を受けている仙台市立病院、更に負担が加重化すると。これ少しでも本来の業務に専念していただくためには、やはり医療機能をどんどん分化していかなくてはいけない、明確にしていかななくてはいけない。かつ、また、後方支援病院にしっかりと流していかなければいけないという課題があります。これが本来の知事の病院連携の心だったと思うのです。ところが地域医療構想調整会議などですと、基本的には病院長などは横並びになりますので、司令塔役というものには少しパワーが欠けるのです。ですので、知事が会議体などを設けて、ここで病院のリーダーたちに後方支援病院、そして、急性期の受入れ病院、あとは、そのあとの介護機関、在宅医療につながるバリューチェーン、これをしっかりと構想する、医療圏全体でどのように下り搬送していくのだという全体像をしっかりとつかむような会議をつくってみたらどうかと思うのですが、伺います。

○副議長（本木忠一君） 保健福祉部長志賀慎治君。

○保健福祉部長（志賀慎治君） まさに新たな地域医療構想の検討の中で、御指摘のありました医療機関間の機能・役割分担の明確化が求められるといったことでございます。コロナ禍を経まして病院経営が大変厳しい状況に置かれている中で、こういった機能分担の在り方をしっかりと明確化していくことは、喫緊の課題といったことになってございます。その中で、県が主導的な役割を果たすべきだといった御指摘は大変重要かというふうに思っております。高次救急から初期救急そして在宅医療までを含めた、有機的なつながりをどうやって確立していくかといったこと、こういった視点において、我々県がしっかりとリーダーシップをとれるように、検討していけるような協議体制の在り方も含めて検討してまいりたいというふうに思います。

○副議長（本木忠一君） 二十二番わたなべ拓君。

○二十二番（わたなべ 拓君） 仙台市も、仙台市内に限って救急搬送、非常に課題抱えていますので、対立するのではなくて、宮城県も寄り添って、例えば上乗せも今回提案したところではありますが、まだ検討の余地があると思いますので、部内で検討を進めていただきたいと思います。

さて、という感じなのですけども、ムスリムの土葬の問題なのですよね。やはりこれはしっかり正面からお話しなくてはいけないと思っております。まず申し上げたいのですけども、私この場に臨むに当たって、ムスリムの友人二名と、もう本当に一人とはけんか腰ぐらいの感じで、本当に正直ベースの議論をしてきました。後世に対して恥ずかしくない議論をしたと思います。決して排外主義であるとか、何といいますか特定の宗教に対する嫌悪感などが背景にあるものでは全くない。むしろ逆であるということは最初に言っておかねばならないと思います。それで、まず昨日の代表質問でも、我が自民党派佐々木会長からも、言葉が軽いというお言葉があったかと思います。知事にとっては耳が痛いと思いますが、やはり一つの經典を絶対視する一神教を相手にしているということを考えますと、熟慮の上で慎重に言動・行動しなくてはならないと、お分かりだと思うのですが、しかし、いきなりこの問題、柚木議員から提案されてみて、普通の知事でしたら多分「検討します」「勉強します」ということなのですが、いきなり県営で墓地をやらねばならない、これは私の責任ですとおっしゃったのですよ、これやはり勇み足であると言わざるを得ないと私は思います。恐らく知事はよかれと思っていうとこだと思うのです。それは善意で受け取るものでありますけれども、やはりこれは一神教相手の話ですから、後々全国的にも「くれくれ」「やれやれ」のあしき先例になってはいけないと思うのですよね。しっかり筋を通して議論が必要だと思うのです。ムスリムは、日本人のような墓参の習慣がありません。基本的には埋葬すれば事足りるということもありますので、年々再々利用料を徴収しなくてはいけないと、これ課題ですよ。また先行例を見ますと、無許可で勝手に埋葬する事例などが相次ぐという面もあると。ですので経営面の課題が明らかだと思いますので、少なくとも県立のムスリムの墓地は不適切ではないか、これは検討の範囲から外すべきではないかと考えますが、いかがですか。

○知事（村井嘉浩君）　まず、御質問の中で、大前提として誤った認識をされているなと思ったのは、決して一神教、ムスリムのためだけにやるというわけではございませんで、日本の中には、日本人が、ムスリムでない方で土葬されている方もおられるということで、土葬を希望される方、わたなべ議員が土葬を希望されれば、それも対象になるということでございます。決して特定の宗教のためにやるということではないということです。もともと神道は土葬でありましたし、またキリスト教も土葬が基本なのですけれども、いろんな経緯があつて、今、火葬も認められているということです。したがって、特定の宗教ということになると当然ですけれども、県が関わるということは非常に難しいというのは当然のことだというふうに思っています。したがってそういうことではなく、広く多くの方が、県民の方が使えるようにということと考えたということです。それから、決して県立でなければならないということでもないということ、県立も一つの選択肢だと思っていますが、先ほど答弁したように、いろんな宗教法人であつたり、あるいはいろんな法人で墓を持っているところもございますので、そういったところに造ってもらふということもあろうかなというふうに思っています。ですから今、選択肢を広くしていろんな議論をしているということでございます。私が県立で絶対やらねばならぬと言ったというふうに受け止められたなら、言い方が悪かったのだろくなというふうに思うのですが、決してそういう意味ではございませんので、御理解いただきたいと、まずは多角的にいろいろ検討しているということでございます。

○副議長（本木忠一君）　二十二番わたなべ拓君。

○二十二番（わたなべ　拓君）　県立には私は課題が大きいと思っております。

その上で、昨日の代表質問でも異口同音に「県民の声に耳を傾けよ」というところ、これも耳が痛いかもしれませんが、私も同感なのです。昨日もそうでしたが、多くの反発、県民からも寄せられています。これ、ちなみに全国からも寄せられているわけですが、この背景には、本質的には土葬という端的な問題よりも、一方的な多文化共生というものについての、ある種の反発、違和感というものもあるかと思います。多文化共生というものを持ち出されますと、何といいますが、無条件に日本人が譲歩させられるというような受け止め方をしている向きもあると思うのです。これ、やはり話し方の問題もあると思うのです。ですからまずは県民の声に耳を傾けよと、国民の声

に耳を傾けようというところが大事だと思うのです。異なる宗教や他国の慣習を一方的に押しつけられるような、日本人が一方的に譲歩させられるような形の、要するに押しつけられる共生ではなくて、真に共に生きていく共生となるには、やはりホストカントリーの日本、日本人、そして宮城県民の声にもしっかりと接するべきだと思います。まず県民に対してしっかりと説明し、県民の声もしっかり受け止めるべきだと思いますが、いかがですか。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） そのつもりでございます。ただ、何も言わないと当然議論も起こらないわけでありますので、まず議論を提起するという意味で、こういうことを考えているということを申し上げたということです。その上で、いろんな意見が出てくると、当然その意見を聞きながら、やり方をいろいろ検討し変えていくということが、私は政治家としてあるべき姿だというふうに思っていますので、まずは知事、宮城県のリリーダーとして、自分の考え方・方針というものを示した上で、その上で皆さんの意見をいろいろ聞きながら、柔軟に対応していきたいというふうに――今までそうやってずっとやってまいりました。今回の問題も、恐らくこういうふうな議論になるだろうなというのは、当然私も予測されましたし、これ昨日ですかね、おとといかな、フリーのジャーナリスト、立派な方なわけですけれども取材にこられました。この問題をずっと扱っている方ですけれども、こういう問題を大体日本の政治家というのは票にもならないしお金にもならないので、全然見向きもしないで、ずっと後回しにするのですけれども、こういうのを正面から受け止めたというのは、大変評価しますというふうにおっしゃっていました。私も、この問題を扱うと相当批判を受けるだろうなというのは十分承知をしておりましたけれども、そうであったとしても、こういう問題から逃げてはいけないという決意を伝えようと思ひまして、批判があってもやらなければならないという言い方をしました。それを誤解されてしまったかなというふうに反省をしておりますけれども、やはりこういったような問題に、これからの本当に国際化を進めていく中で、私は避けて通れない問題だなというふうに思っておりますので、この問題もしっかりと取り組んでいきたいなというふうに思っておりますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

○副議長（本木忠一君） 二十二番わたなべ拓君。

○二十二番（わたなべ 拓君） 物は言いようで、いろいろあるようですが、私一番気になるところが、ムスリムとの対話の中で出てきたのですけれども、知事は多分よかれと思って言ったアイデアだとは思いますが、全く違う、想像と異なる印象を持たれている方もいるのですよ。自分の宗教的な信義を貫徹する上で、異教徒からお金を出してもらおうなどという、施しを受けようなどという気持ちはないとか、そういうふうに受け取る人も中にはいるのですよ。あと、現にカトリックも基本的に土葬なわけですから、彼らは自分で墓苑を整備して、そして自治体であり周辺住民に理解を得ようとして、しっかり自主的に水質の調査をして、それを年々歳々公開したり、あとは理解を得ようとして働きかけもしている。ですからマザーカントリーの国民、住民に対しても、そういう点はやはりフェアネスが、我々対外的には、基盤となるべき在り方だとすれば、当然そうあるべきだと思うのですよ。ですから、県立でやるというのはやはりおかしいと思うのです。やはり県がやるべきことは、県民との話合いの調整役であって、あとは具体の候補地がもしあり得るのであれば、そうした相談にしっかり乗ること、そして墓地運営の監督などが本領ではないかと考えますが、その点につき伺います。

○副議長（本木忠一君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） そういった御意見もございますし、ネットなんかでかなり間違った解釈をされている方もおられるようではありますが、しっかりとそういった御意見も頭に入れながら、よく検討してまいりたいというふうに思います。